

平成28年12月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成28年12月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成28年12月1日（木）午後3時開議

2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室

3 日 程

1 開会

2 会議成立の宣言

3 議事日程の決定

4 議案第27号 教育財産の転用に伴う財産処分について

5 報告第18号 平成28年度市川市一般会計補正予算(第3号)（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について

報告第19号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について

報告第20号 指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について

報告第21号 指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について

6 その他の件

7 閉 会

4 本日の会議に付した事件

1 議案第27号 教育財産の転用に伴う財産処分について

2 報告第18号 平成28年度市川市一般会計補正予算(第3号)（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について

報告第19号 市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について

報告第20号 指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について

報告第21号 指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について

3 その他 (1)「校内塾・まなびくらぶ」について

5 出席者

教育長

田中 康惠

委員	五十嵐 芙美子
委員	小林 正貫
委員	平田 信江

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下 大海
教育政策室長	永田 治
生涯学習部長	千葉 貴一
生涯学習部次長	松本 雅貴
学校教育部長	永田 博彦
教育政策課長	牛尾 進一
教育総務課長	板垣 道佳
就学支援課長	木村 泰子
教育施設課長	戸佐 薫
青少年育成課長	野村 良二
中央図書館長	大里 宗行
考古博物館長	須藤 治
義務教育課長	小倉 貴志
学校安全安心対策担当室長	蜂須賀 久幸
指導課長	黒木 政継
保健体育課長	佐藤 伸雄

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡 稔
"	副主幹	高井 裕美子
"	副主幹	岡田 靖弘
"	主 任	大島 裕美
"	主任主事	加澤 俊

○教育長

ただいまから、平成28年12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件、報告4件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市

教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、五十嵐委員、平田信江委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。続いて、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

それでは、早速「議案」に入ります。議案第27号「教育財産の転用に伴う財産処分について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育施設課長

はい。教育施設課長です。議事日程の、1ページをお願いいたします。議案第27号「教育財産の転用に伴う財産処分について」ご説明いたします。恐れ入りますが、2ページ、3ページをご覧ください。こちらは、本市の放課後児童健全育成事業の施設として、設置されております保育クラブのうち、小学校の余裕教室等を活用していることから、国庫補助金等に係る財産処分の対象となっている保育クラブ及び財産処分手続き方法の一覧でございます。平成28年度財産処分する予定の学校は、網かけ部分の6校でございます。本件は、これらの保育クラブに係る財産処分を行い、建物の一部を当課から青少年育成課へと転用するものであります。次に、恐れ入ります、4ページをお願いします。財産処分の手続きにつきましては、原則として補助金相当額の納付と文部科学大臣の承認が必要となります。しかし、今回対象となる6校全ての保育クラブが、下の欄にあります納付金免除要件の①、③に該当することから、補助金相当額の納付の必要はございません。また、納付金免除要件の①にあたる保育クラブにつきましては、文部科学大臣への報告のみとなります。次に、恐れ入ります、5ページをご覧ください。こちらは、財産処分手続の概要でございます。中央左側にあります、丸で囲んである箇所の無償から下段が今回の手続きとなります。補助金相当額の納付もなく、文部科学大臣へは承認申請又は報告の手続きとなります。説明は以上でございます。よろしく、ご審議くださいますよう、お願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございますでしょうか。既に済んでいる学校と同じように進めていくのですか。

○教育施設課長

はい、その通りでございます。

○五十嵐委員

よろしいでしょうか。それでは質疑がないようですので、議案第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。次に、「報告」に入ります。報告第18号「平成28年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」の説明をお願ひいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長でございます。報告第18号、「平成28年度市川市一般会計補正予算（第3号）（うち教育費に係る部分）について」ご説明いたします。資料の6ページ及び7ページをお願ひいたします。この度、補正予算を12月市議会定例会に提出するにあたり、教育費に係る予算につきましては、市長に意見を申し出る必要がございました。市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。はじめに、「歳入」について、ご説明いたします。9ページをお願ひいたします。（第20款）市債、（第1項）市債、（第8目）教育債、（第2節）中学校債でございます。「義務教育施設整備事業債」につきましては、塩浜学園の校舎等を早期に一体化整備するため、塩浜学園基本設計・実施設計委託料を本補正予算にて要求することに伴いまして、実施設計分の財源となる市債について、7,770万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入の説明は以上でございます。続きまして、「歳出」について、ご説明いたします。（第3項）中学校費、（第3目）学校建設費、（第13節）委託料でございます。こちらにつきましては、今ご説明しましたとおり、塩浜学園の基本設計・実施設計委託料として、1億2,000万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、（第7項）社会教育費、（第8目）青少年育成費、（第11節）需用費の「施設修繕料」でございます。こちらは、放課後保育クラブ利用者の増加に伴い、平成29年度に放課後保育クラブを増設するため、余裕教室などの修繕料として、1,005万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、（第18節）備品購入費の「事業用機械器具費」でございますが、「施設修繕料」と同様に、放課後保育クラブの増設に伴って必要となります、机・椅子・ロッカー・エアコンなどの購入費として、510万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。以上、歳出につきましては、合計で、1億3,516万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、10ページをお願ひいたします。「2. 繰越明許費補正」です。「義務教育学校整備事業」につきましては、歳出でご説明しましたとおり、塩浜学園の設計委託料を本補正予算にてお願いするところですが、今年度中の完了が見込めず、平成29年度に繰り越して執行する必要がありますことから、繰越明許費として1億2,000万円を計上するもの

でございます。続きまして、「3. 債務負担行為補正」です。「学校保健定期健康診断委託費」でございます。こちらは、平成29年度の幼稚園・小学校・中学校の児童生徒を対象とした健康診断を4月当初から実施するため、平成28年度中に委託業者を決定し、契約を締結する必要がございます。このことから、本補正予算において、2,700万円の債務負担行為設定をお願いするものでございます。続きまして、「市川駅南口図書館指定管理料」でございます。こちらは、現在、指定管理者制度にて市川駅南口図書館の管理・運営を行っておりますが、平成28年度で期間が満了となります。引き続き、平成29年度から5年間、指定管理者制度にて管理・運営を行うため、3億4,000万円の債務負担行為設定をお願いするものでございます。続きまして、「放課後保育クラブ指定管理料」でございます。こちらにつきましても、放課後保育クラブの指定管理が、平成28年度で期間が満了となりますため、引き続き、平成29年度から5年間、65億7,800万円の債務負担行為設定をお願いするものでございます。最後に、「4. 地方債補正」についてご説明いたします。こちらは、歳入に計上しております（第20款）市債の増額補正に伴いまして、市債の限度額も変更するものでございます。補正前の限度額である5億5,110万円から、市債の補正額と同額の7,770万円増となります、6億2,880万円へ限度額の変更をお願いするものでございます。説明は以上でございます。なお、質疑については、各担当課長が答弁いたします。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございますでしょうか。はい、小林委員。

○小林委員

ちょっとお伺いしたいのですけれども、塩浜学園の件のお金ですけれども、どうして中学校債になるのですか。小学校、中学校が一緒になっているけれども、中学校債として計上するものなのでしょうか。

○五十嵐委員

はい、教育政策課長お願いいたします。

○教育政策課長

下の歳出の方を見ていただきたいのですけれども、歳出の方が中学校費です。これは、小林委員がおっしゃるように、塩浜学園は小学校、中学校が一緒なのですけれども、便宜上、どちらかの予算にのせなければならぬので、歳出を中学校費ということでのせまして、それに合わせて、市債が中学校債ということでございます。以上でございます。

○小林委員

わかりました。もう一つ、青少年育成費のところで、需用費の施設修繕料で、1千万円ほどですか。これは、社会福祉協議会に委託する5年間契約の

65億の中には入っていないのでしょうか。これとは別に、ということでしょうか。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長でございます。こちらの経費につきましては、社会福祉協議会に入る費用とは別になっております。

○小林委員

そうですか。分かりました。私は、野村課長から放課後保育クラブを5年間社会福祉協議会に委託する件では、細かくご説明を個人的に受けましたが、5年間で65億7,800万円というのは、非常に大きな金額で、1年間に直しますと13億くらいになるはずですが、92%が人件費だとおっしゃって、1人当たり常勤の方が330万ぐらいの人件費になるのですが、勤務時間からすると、かなり条件の良い職場であると思います。私は、前からお話をしましたけれども、社会福祉協議会に委託し、全ての運営をお任せするわけですけれども、社会福祉協議会には、市の職員を退職された方が、勤務されていらっしゃる。ですから、その辺がなかなかならないように、保育クラブの質を保ち、より向上をするように常に目を光させていたり、アドバイスしたり、是非そのところをやっていただきたい。すでにやっているからでしょけれども。教育ということまでは出来ないとお聞きしましたが、是非、そこをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かございますか。

○青少年育成課長

青少年育成課長でございます。毎年モニタリングということで、チェックはさせていただいております。その中でこちらでも要望できることはしておりますし、指定管理を結ぶ段階で、年度協定というものがございますので、その中でお話をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○五十嵐委員

保育クラブの職員の研修会などは、社会福祉協議会で研修会を開催しているという話は聞いたことはあるのですけれども、それはどういった研修会でしょうか。

○青少年育成課長

例えば、新人ですと新人研修ですか、県の研修ですか、全国の研修ですか、そのつど参加はしていただいております。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。それでは質疑がないようですので、報告第18号を終了いたします。続いて、報告第19号「市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に

関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。ご説明させていただきます。議事日程の11ページから13ページをご覧ください。本報告に係る条例制定につきましては、市長が平成28年12月定例市議会へ議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から教育委員会へ意見聴取がございました。本件につきましては、教育委員会会議を招集する時間がございませんでしたので、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時に代理をさせていただき、本日、同条第2項の規定に基づき、ご報告させていただくものです。恐れ入りますが、議事日程14ページから16ページをお願いいたします。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条の改正に伴い、現在、本条例で定めている市長又は、教育委員会による個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する事務について、改正後の「別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」に追加されたことから、本条例と重複することから、本条例で規定している別表第1の49、別表第3の3を削除するものです。なお、施行期日につきましては、公布の日から条例の施行期日とするものです。また、市川市教育委員会行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部改正につきましては、改正に向け準備をさせていただいておりますので、整備が整いましたら報告させていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、済みましたらご報告をお願いいたします。以上で、報告第19号を終了いたします。ありがとうございました。続いて、報告第20号「指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○青少年育成課長

はい、青少年育成課長です。報告第20号「指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について」ご説明させていただきます。議事日程の17ページをお願いいたします。市川市放課後保育クラブの指定管理者の指定議案を12月市議会定例会に提出するにあたり、市議会定例会への提出前に、市長に教育委員会の意見を申し出る必要がございます。しかしながら、本日の定例教育委員会の開催前に市長への意見申し出を行う必要がありましたことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1

項の規定により、本議案の内容には、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。市議会定例会に提出する議案につきましては、「指定管理者の指定について」、議案の内容につきましては議事日程の20ページから21ページになります。はじめに本議案の提出理由でございますが、現在の指定管理期間が平成29年3月31日をもって満了となりますことから、平成29年4月1日以降の指定管理者を指定する必要があることから議案を提出するものでございます。12月市議会定例会に提出する議案の内容ですが、20ページをお願いいたします。1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例(平成14年条例第34号) 第2条及び別表に規定する放課後保育クラブ、2. 指定管理者となる団体、千葉県市川市東大和田1丁目2番10号、社会福祉法人市川市社会福祉協議会会长小島武久、3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで、以上が議案の内容となります。次に、指定管理者候補者の選定に係る審査につきましてご説明いたします。指定管理者候補者につきましては、市川市公の施設の指定の手続等に関する条例第13条第1項の規定を適用し、公募を行わずに特定の団体を選定したものです。この候補者の審査につきましては、生涯学習部が所管する公の施設の指定管理者候補者選考委員会、及び佐藤副市長を会長とする公の施設の指定管理者候補者選定審査会による審査を行ったうえで、市長の承認を経て選定したものです。市川市放課後保育クラブの指定管理者の候補者として、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を選定いたしました主な理由といたしましては、(1) 地域の情報蓄積、地域の活力を積極的に活用することができること (2) 経験豊富な支援員を有しております、支援員及び補助支援員の配置及び補充ができるこ (3) 保護者のアンケート結果においても、これまでの実績において満足度の高い保育クラブ運営が行われていることなどです。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。はい、小林委員。

○小林委員

一点だけ、保護者の満足度というのはどの様なアンケートをして、満足度を調査したのでしょうか。利用している保護者の方全員にアンケートをして、大多数が満足しているということなのでしょうか。その辺を教えてください。

○五十嵐委員

よろしくお願ひいたします。

○青少年育成課長

平成27年度の保育クラブのアンケートですけれども、保護者の方にアン

ケートをお願いしているのですが、児童数3,522名に対し、回答率が71%でございました。その中で、保育クラブの運営の満足度というアンケートがございますが、満足と答えていらっしゃる保護者の方が73.9%、普通と回答されていらっしゃる方が23.6%、不満と回答されていらっしゃる方が2.0%ということで、不満という回答が極めて少ないという状況でございますので、運営的には満足度が高いととらえております。

○小林委員

よく分かりました。ありがとうございました。

○五十嵐委員

ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。それでは、報告第20号を終了いたします。続きまして、報告第21号「指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

○中央図書館長

はい、中央図書館長でございます。報告第21号「指定管理者の指定に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議事日程22ページをご覧ください。市川市市川駅南口図書館の指定管理者の指定議案を12月市議会定例会に提出するにあたり、市議会定例会への提出前に、市長に教育委員会の意見を申し出る必要があります。しかしながら、本日の定例教育委員会の開催前に市長への意見申し出を行う必要がありましたことから、先の報告と同様に、本議案の内容には、異議のないものとして、教育長が臨時代理をいたしましたので、ご報告するものでございます。本議案の提出理由は、市川市放課後保育クラブと同様で、現在の指定期間の満了によるものです。

12月市議会定例会に提出する議案の内容につきましては、議事日程25ページから26ページをご覧ください。1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございます。市川市市川駅南口図書館、2. 指定管理者となる団体、東京都中野区弥生町2丁目8番15号、株式会社ヴィアックス、代表取締役小川巧次、3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで、以上が議案の内容でございます。次に、指定管理者候補者の選定に係る審査につきましてご説明いたします。指定管理者候補者につきましては、市川市公の施設の指定の手続等に関する条例第4条の規定及び公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針に基づき、生涯学習部が所管する公の施設の指定管理者候補者選考委員会による第1次審査及び佐藤副市長を会長とする公の施設の指定管理者候補者選定審査会による第2次審査を行ったうえで、市長の承認を経て選定したものでございます。市川市市川駅南口図書館の指定管理者候補者の公募に対しまして、2団体の応募がございましたが、これら2団体から提出されました事業計画書、収支計画書、貸借対照表等の関係書類を、選定評価表に基づき、選考委員会で採点し、これに価格評価点を加算した結果、総合評価点数が最も高かった株式会社ヴィアックスが

選定されたものです。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。他に質疑がないようすで、報告第21号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。

「(1)「校内塾・まなびくらぶ」についての説明をお願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。11月の定例教育委員会で、ご質問いただきました保育クラブの利用児童の「校内塾・まなびくらぶ」参加人数につきまして、ご説明をさせていただきます。別紙資料「その他(1)指導課」を恐れ入りますが、ご覧ください。1年生を例としてご説明させていただきます。1年生では、まなびくらぶの実施校が7校ございます。登録者数は、210名で、その内、保育クラブ利用児童数は172名でございました。同様に2年生から6年生も記載のとおりでございます。ご確認をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かこれで傾向をはかるですか、何かありますか。

○指導課長

低学年は、保育クラブに通っている人数が多く、高学年は、保育クラブに通っている人数が少ないですけれども、低学年の方が、保育クラブに通っている子どもたちが、まなびくらぶにも通っている割合が高いと思います。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他何かございますか。

○小林委員

私、ご質問したことがあって、回答していただくことが多いように思うのですけれども。2年生、3年生、4年生が多いということですが、5年生、6年生は、もちろん保育クラブにも通っている子は少なくなるでしょうね、きっと。それから、塾へ行くとかそういう子どもたちが多くなると思うのですが。保育クラブで、一部の学校では、その学校の敷地内にないところで保育クラブをやっていらっしゃるところが、私の知っている範囲でも2校ほどあるのですが、そういうところの子どもたちが、まなびくらぶに通うにはどの様に配慮しているのか、その二点ですね。5、6年生でまなびくらぶに登録が少なくなるということ。1年生は確かに分かる気がするのですが。それから、敷地以外のところで、放課後保育クラブに通っている子たちが、どの程度まなびくらぶに参加できるのかお聞きしたいと思います。

○指導課長

はい、指導課長でございます。まず、実施の学校数でございます。資料を見ていただくと、3年生ぐらいになりますと、教科が難しくなってきますので、学校としては3、4年生の実施校数が多くなっております。当然そうなると、人数も多くなってくるということになっております。その状況で、人数が変わっていくことがあります。もう一点につきましては、校外の保育クラブでということですが、例えば1年生であげてみると、1年生で、校外で参加している子はおりませんでした。学校以外、もしくは学校の敷地内、校舎内ではなく敷地内にある学校の児童数が361名、この中でまなびくらぶに通っている子どもたちが10名ほどでした。行きづらいということではないと思いますが、まなびくらぶに参加して、保育クラブにいくという子もいるようです。

○小林委員

しかし、300人中10人というのは、比率的には全体の学校からすると少ないのでないでしょうか。

○指導課長

まなびくらぶは希望制でございますので、保護者の希望もしくは本人の希望でございます。これは、本人が行きたいということであれば、保育クラブの校外にいる子どもたちでも自由に参加できますので、あとは本人の意思や、もしくは保護者の意思ではないかと考えられます。

○小林委員

本人の意思といつても、敷地内から結構遠くに行かなければならぬ、そこをこっちでまなびくらぶでやって、またむこうに行かなければならぬというのは、とても大変なことだから、敷地外でやる保育クラブというものをできるだけ敷地内にすれば、まなびくらぶにも通えるのではないかと思います。

○五十嵐委員

青少年育成課長、お願いいいたします。

○青少年育成課長

保育クラブの場所でございますが、私共も出来れば学校内に設置したいと考えております。既存の学校の中でも、設置する場所がないということになりますと、どうしても外に作らざるをえないという状況でございまして、今外にある学校というのは、まさしくそういう状況であったということでございます。

○小林委員

どうしようもないということですね。

○五十嵐委員

まなびくらぶの課題はあるのでしょうか。学校では勧めたいけれども、本

人の希望で、もちろん本人の希望が最優先なのですけれども、この子は行つたらいいのではないかと思う子でも、本人を優先して、それとなく勧めているけれどもということでしょうか。

○指導課長

はい、指導課長でございます。先生方で、この子は行かせたいなという子は必ずいると思います。それを、全面的に出すのは難しいのですが、担任の先生からお声がけしていただいて、通っている子も実際にはおります。また、力をついている子どもたちもおりますので、声かけはしていかなければいけないと考えております。以上でございます。

○五十嵐委員

よろしくお願ひいたします。検討事項と学校内、色々諸事情があります。

ありがとうございました。はい、平田委員。

○平田信江委員

まなびくらぶをやっていない学校はあるのですか。全校で実施はされているのでしょうか。

○指導課長

お答えいたします。まなびくらぶをやっていない学校はございません。

○五十嵐委員

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○教育長

これをもちまして、平成28年12月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後15時37分 閉会)